

刑	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			

搜一第82号

令和5年8月15日

各 所 属 長 殿

刑 事 部 長

被害者的心情に配意した性犯罪捜査指導体制に係る留意事項について  
性犯罪捜査における基本方針等については、「被害者的心情に配意した性犯罪  
捜査の更なる推進について」（令和5年8月15日付け搜一第81号）により示した  
ところであるが、同通達で示した性犯罪捜査指導体制に係る留意事項は下記のと  
おりであるので、遗漏のないようにされたい。

なお、「性犯罪捜査に係る適切な指導等の推進について」（令和2年2月18日  
付け搜一第1065号）は廃止する。

#### 記

##### 1 警察本部における指導体制の整備

捜査第一課は、性犯罪捜査に係る指導等を確実かつ効果的に実施するため、  
必要な体制を整備するとともに、性犯罪の実情等を勘案し、柔軟な捜査員の配  
置を検討すること。

##### 2 性犯罪捜査指導官の指定及び運用

###### (1) 性犯罪捜査指導官の指定

性犯罪捜査指導官には、その知識、経験等に鑑み適任であると認められる  
者を充てること。

なお、性犯罪捜査指導官は、可能な限り専従とすることが望ましいが、捜  
査第一課の警視又は警部に兼務させることもやむを得ない。

ただし、捜査第一課次長職の者に兼務させることは避けるものとする。

###### (2) 性犯罪捜査指導官の任務

性犯罪捜査指導官は、性犯罪捜査に係る専門的な知見に基づき、次の事項  
を実施する。

ア 性犯罪の被害者からの事情聴取、証拠採取等が適切に行われるよう、性  
犯罪捜査に係る指揮、指導、調整等を行うこと。

イ 性犯罪捜査を効果的に行うため、性犯罪の発生状況等の集約、分析等を行  
うほか、性犯罪に発展するおそれのある色情ねらい、のぞき、住居侵入等の犯  
罪及び子供や女性を対象とする声掛け、つきまとい等の前兆事案の発生状況等に  
ついて把握すること。

ウ 性犯罪に係る捜査本部が設置された場合は、捜査本部員として事件主管

課長を補佐すること。

また、捜査本部に準じた体制がとられた場合には、自ら捜査を主宰するなど事件捜査に参画すること。

エ 性犯罪捜査全般の知見を有する捜査員の育成を図ること。

オ 性犯罪への適正かつ組織的な対応が行われるよう、職員に必要な指導教養等を行うこと。

カ 広報担当者と連携し、性犯罪の被害者のプライバシー等に配慮した適切な広報に努めること。

キ 檢察庁、医療機関、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、犯罪被害者支援団体等（以下「関係機関」という。）との連携を図ること。

ク その他、性犯罪捜査を推進する上で必要な施策の企画立案を行うこと。

### 3 性犯罪指定捜査員の指定及び運用

#### (1) 性犯罪指定捜査員の指定

性犯罪指定捜査員の指定に当たっては、捜査過程において性犯罪の被害者が希望する性別の警察職員が対応できるよう、男性及び女性の双方を指定するとともに、次の事項について研修・教養を受けている者を指定すること。

ア 性犯罪の被害者からの事情聴取、証拠採取等に係る留意事項

イ 性犯罪の被害者を立会人とした実況見分、被害状況の再現等（以下「実況見分等」という。）に係る留意事項

ウ 性犯罪の被害者の心理状態に係る知識

エ 二次的被害の防止に係る知識

オ 性感染症等に係る知識

カ 被害者支援制度に係る知識

キ 関係機関との連携に係る知識

#### (2) 性犯罪指定捜査員の任務

性犯罪指定捜査員は、性犯罪捜査に係る知見に基づき、次の事項について、自ら実施するほか、他の捜査員への指導・助言を行う。

ア 性犯罪の被害者からの事情聴取、証拠採取等

イ 性犯罪の被害者を立会人とした実況見分等

ウ 性犯罪の被害者に対する刑事手続や被害者支援制度等についての説明

エ その他、性犯罪捜査を適切に推進する上での必要となる活動

#### (3) 性犯罪指定捜査員に対する研修・教養の実施

捜査第一課においては、性犯罪指定捜査員を掌握するとともに、性犯罪指定捜査員の能力の維持・向上に向けた研修・教養を継続的に行うこと。

なお、性犯罪指定捜査員に対する研修・教養に際しては、性犯罪の被害者からの事情聴取及び証拠採取等に係る実践的な内容とし、被害者の事情聴取及び証拠採取等の場面を設定したロールプレイを実施するなど、より充実した内容とすること。

また、障害者や男性等を含めた多様な被害者への対応要領のほか、関係機

関と合同での研修や講師の相互派遣の実施に配意すること。

本件担当 捜査第一課性犯罪捜査指導係